


所管部課	学校教育部教育指導課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	○	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1 要 旨</p> <p>平成30年度よりサポートルームに学習指導員（嘱託員）を配置することに伴い、規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第5条第3項第2号中「教育長」を「教育委員会」に、「任命する」を「委嘱する」に改める。</p> <p>第6条の「相談員の任期」を「指導員及び相談員の委嘱期間」に改める。</p> <p>内容については、指導員（前条第3項第1号に掲げる者を除く。）及び相談員の委嘱期間は、原則1年とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、委嘱期間を1年未満の期間とすることができるものと規定するものであります。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>学習指導員（嘱託員）がサポートルームに配置されることで、より適切な支援・指導が可能となる。</p>					
<p>2 経 過（現在に至るまでの経過）</p> <p>(1) 規則の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成30年3月23日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>					
<p>3 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>改正後の規則に基づき、適切な運営を図りたい。</p>					
<p>5 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。